

湯浅町、広川町緊急通報システム事業運営委託業務
受託候補者募集要項

令和元年7月
湯浅町・広川町

1 業務概要

(1) 業務名 湯浅町、広川町緊急通報システム事業運営委託業務

(2) 目的 本事業は、緊急時に支援が必要なひとり暮らし高齢者又は身体障がいのある高齢者（以下、利用者という。）に緊急時受信センターに簡易操作により通報できる装置（以下、装置という。）を貸与し、緊急時の連絡・支援体制を構築するとともに、各種相談ができる相手確保することにより在宅生活の安全の確保と精神的な不安を解消し、家庭内での急病や事故等に迅速かつ的確に対応し、在宅で自立した生活を継続できるよう支援することを目的とする。本事業は湯浅町及び広川町を管轄区域とする湯浅広川消防組合が緊急通報先となるためプロポーザルにおいても、両町及び湯浅広川消防組合での合同実施とする。

(3) 業務内容 別紙「湯浅町、広川町緊急通報システム事業運営委託業務に係る仕様書」のとおり

(4) 契約期間 契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

3 提案限度額（年額）

【湯浅町】 2,268,000円（税込み）

【広川町】 562,000円（税込み）

ただし、提出する見積額については、1ヶ月1台当たりの単価とする。

町が所有する機器を使用した場合の単価（既存単価）、受託者が所有する機器を使用した場合の単価（新規単価）とし、委託内容に係る全ての費用を含むものとする。

4 参加資格

- (1) 受託者となった際に、確実に業務を執行できるものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 湯浅町、広川町の競争入札等に係る指名停止を受けていないもの
- (4) 国税及び地方税を滞納していないもの
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又はその利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体でないこと。
- (7) 法人その他の団体でその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者、法人以外の団体である場合にはその団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。）のうちに暴力団の構成員等になっている者がいないこと。
- (8) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正（再生）手続開始の申立をしていないもの

5 質問事項

本業務及び仕様書に関する質問については、「質問書」により以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和元年8月7日（水）17:00まで（必着）

(2) 提出方法 電子メールによる。（kenfuku@town.yuasa.lg.jp）

※電話、来庁による口頭の質問については、受け付けない

(3) 回答方法 令和元年8月9日（金）までに町HPに提出のあった質問事項の全社分（社名は非公

開)の回答を掲載する。

なお、本業務及び仕様書に関係ないと判断した質問については、回答しない。

6 参加意思表示 本プロポーザルへ参加する場合は、「参加意思表示書」を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和元年8月28日(水)

(2) 提出方法 郵送又は持参による ※持参の場合は、土日祝日を除く9:00~17:15の間とする。

7 提案書及び見積書 提案書及び見積書については、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和元年9月13日(金)

(2) 提出方法 郵送又は持参による。 ※持参の場合は、土日祝日を除く9:00~17:15の間とする。

(3) 提出部数 提案書:8部(正本2部、コピー6部) 見積書:8部(正本2部、コピー6部)

(4) 採点基準及び提案書記載内容 提案書の内容については、別紙「業務委託先選定に関する審査基準」により審査します。各採点項目において、記載のない事項については、別紙「業務委託先選定に関する審査基準」の基準に関わらず0点とする。

8 問合せ先及び提出先

湯浅町健康福祉課 福祉係(担当 西川)

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668-1

電話 0737-64-1120 FAX0737-65-3006

電子メールアドレス kenfuku@town.yuasa.lg.jp